

国及び都道府県における男女共同参画推進に関する支援制度

調査結果概要

I 調査結果について

関係府省及び都道府県より、255制度（7府省、35制度、47都道府県、220制度）の報告があった。

事例集には、一回限りのイベント的なもの等（5制度）を除いた支援制度の総括表と個表を掲載する。

II カテゴリー分けについて

市区町村が直接利用する制度と、住民が利用することにより市区町村の男女共同参画を間接的に支援する制度、また経済的支援制度とそうでない制度とに分け、取組数が多い順に紹介する。

1 市区町村（又は都道府県）が男女共同参画に関する取組を行う場合に活用できる支援制度

- (1) 経済的支援
- (2) 市区町村（又は都道府県）に対する講師派遣、研修会など
 - ① アドバイザー派遣、講師派遣など
 - ② 行政担当者研修会、会議など
- (3) 人材情報
- (4) 都道府県との事業の共催

2 市区町村住民が男女共同参画推進に関する取組を行う場合に活用できる支援制度

- (1) 経済的支援
 - ① 住民の事業に対する支援
 - ② その他
- (2) 表彰及び認証
 - ① 表彰
 - ② 認証、登録、協定
- (3) 地域における普及啓発
 - ① 出前講座
 - ② 講座・セミナー
 - ③ 地域推進員
 - ④ トップセミナー
 - ⑤ その他
- (4) 人材育成
- (5) 情報提供